

川崎市優良事業者審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市優良事業者表彰要綱（以下「要綱」という。）第3条第6項の規定に基づき、川崎市優良事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、委員長がこれを召集する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員等の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員等の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 幹事は、委員会に提出された推薦調書等の資料について、必要な調査等を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局資産管理部において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。